

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 久万高原町

令和8年6月12日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.1%
全職員	80.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	該当なし
本庁課長相当職	92.9%
本庁課長補佐相当職	99.5%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.8%
31～35年	94.0%
26～30年	93.8%
21～25年	87.1%
16～20年	92.2%
11～15年	82.6%
6～10年	87.8%
1～5年	90.5%

【説明欄】

- ・扶養手当、住居手当等、主たる生計維持者である男性職員に支給する場合が多く、差異が生じる一つの要因となっている。
- ・36年以上の差異が100%を超えているのは、女性職員に時間外勤務の実績がある係長級職員が数名いるため。
- ・21～25年、11～15年、6～10年の男性職員に、勤務形態の関係で給与額が多くなる消防職員が多く含まれている。また、医師、医療技術職もいるため、相対的に男女の給与の差異が大きくなる。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）について、フルタイムでない職員は、週の勤務時間に応じた人数（週の勤務時間/38：45により算出した率を乗じた人数）としている。
- ・医師やALTなど、給与額の高い職に男性が多いことが、差異が大きくなっていることの一因となっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	10. 5%

【説明欄】

課長級に占める女性職員の割合は 10%であり、係長相当職と比較して低い状況にある。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	該当なし
本庁課長相当職	10. 5%
本庁課長補佐相当職	29. 4%
本庁係長相当職	62. 6%

【説明欄】

係長相当職の女性職員の割合が高い要因として、女性職員が多い看護師が含まれていることに加え、長期勤務の女性職員が係長相当職に複数在職しているため。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	88.8%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	該当なし
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	25%	%	%	%
1月超3月以下	50%	%	%	%
3月超6月以下	25%	%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	100%
9月超12月以下	%	33.3%	%	%
12月超24月以下	%	66.7%	%	%
24月超	%	%	—	—

【説明欄】

男女ともに育児休業を取得しやすい職場環境づくりが進んでいる。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	7.8時間／月
内部部局等以外	5.3時間／月

【説明欄】

内部部局等は、人事異動に伴う業務や選挙事務により、内部部局等以外より時間外勤務が増加する傾向がある。

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
男性	87.5%
女性	12.5%

【説明欄】

男性職員の割合が高い要因として、男性職員が多い消防職員の採用者数が含まれているため。

VII 離職率の男女の差異

区分	令和7年度
男性	5.4%
女性	5.3%

【説明欄】

離職率は男女で大きな差はみられず、性別にかかわらず職員が継続して勤務できる環境が確保されていると考える。